

東京都認証学童クラブ事業への対応について

令和7年度から東京都では、子どもと保護者のニーズに応える多様なサービスを提供する東京都認証学童クラブ事業(以下「都認証事業」という。)を開始した。都認証事業は、国の基準を上回る放課後児童支援員(以下「支援員」という。)の配置や、保護者の多様な働き方に合わせた開所時間の設定などの基準を定め、区市町村が実施する学童クラブ事業の質の向上を支援するものである。都認証事業への区の対応について、以下のとおり報告する。

1 対象学童クラブ

区市町村が実施または運営費の補助を行う学童クラブ事業

2 主な運営基準

区分	都認証事業	国基準
専用区画	当面の間は、児童1人につき概ね1.65㎡以上(将来的には、児童1人につき概ね1.98㎡以上)	児童1人につき概ね1.65㎡以上
職員体制	・1支援単位に支援員を3人以上配置(その2人を除き、補助員(資格なし)でも可) ・1支援単位につき、1人は常勤の支援員を配置	1支援単位に支援員を2人以上配置(その1人を除き、補助員でも可)
開所日数	毎日(日曜、祝日、年末年始を除く)	年間250日以上
開所時間	・平日午後7時まで ・授業休業日は午前8時から午後7時まで	・平日1日3時間以上 ・授業の休業日は1日8時間以上
昼食提供	長期休業期間における昼食提供の仕組みの導入	基準なし
質の評価	東京都福祉サービス第三者評価の受審	基準なし

3 東京都からの主な補助内容

○運営費補助基準額 6,187千円

○補助率 都2/3、区市町村1/3(令和9年度までは都5/6、区市町村1/6)

4 区立(公設民営)学童クラブの対応

- 令和9年度末で既存の都型学童クラブ事業（都補助）が終了する予定であるため、令和10年4月までに都認証事業の認証取得を目指す。
- 令和10年4月までに委託事業者の再選定を予定している学童クラブについては、再選定時に認証基準を満たす仕様で公募を行い、都認証事業の認証取得を行うこととする。
- 令和11、12年度に委託事業者の再選定を予定している学童クラブについては、令和10年4月の契約更新時に委託事業者の同意が得られた場合、認証基準を満たす仕様へ変更したうえで契約を更新し、都認証事業の認証取得を行うこととする。

5 民間(民設民営)学童クラブの対応

- 令和9年度末で既存の都型学童クラブ事業（都補助）が終了する予定であるため、令和10年4月までに都認証事業に移行することを基本とする。
- 都認証事業への移行に向け、より一層人材確保が困難になるとともに職員の人材育成、質の確保が求められることから、登録児童数が20人以下の学童クラブに対して人件費を補助し、都認証事業への移行に向けた人材確保等を推進する。
- 都認証事業の認証基準を満たす民間学童クラブから東京都に認証を申請する。
- 認証取得した民間学童クラブに対しては、民間学童クラブ運営費補助金において、人件費、遊び・体験充実経費、障害児受入環境整備経費等の加算を行う。

6 今後のスケジュール(予定)

令和7年9月頃 民間学童クラブ認証申請（第2回募集）

令和8年4月 区立学童クラブ4施設（委託事業者の再選定を行った学童クラブ）の都認証基準に準じた運用開始